

# 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
徳島市	一宮下町地区	令和3年3月24日	令和6年3月19日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	73.0 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	38.5 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	30.4 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	15.8 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.1 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	7.7 ha
(備考)	

注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

- ・この地域は高齢化や担い手不足が深刻で、70歳代でも若手と言われている。
- ・専業農家も、今の規模を維持するのが精一杯で、農地の貸し手はあるが借り手がない。条件の悪い農地は借り手もなく、耕作放棄地になる恐れがある。
- ・山間部も多く、鳥獣被害も多い。
- ・新規就農者自体が少なく、農業者も減っている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・対象地区内の農地利用は、中心経営体である担い手が担っていくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進していくことにより対応していく。
- ・儲かる農業を目指し、新たな農業者の確保・育成ができる地域づくりを行う。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

## 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
	A1	水稲	0.7 ha	水稲	0.7 ha	下町1
	A2	野菜	0.3 ha	野菜	0.3 ha	西分
認就	A3	水稲、小松菜、ほうれんそう	0.7 ha	水稲、小松菜、ほうれんそう	3.2 ha	
認就	A4	イチゴ	0.03 ha	イチゴ	0.2 ha	
	A5	ネギ	0.3 ha	ネギ	0.5 ha	国府・北井上・入田地区
認農	A6	ブロッコリー、ほうれんそう、枝豆	0.4 ha	ブロッコリー、ほうれんそう、枝豆	5.0 ha	
	A7	ブロッコリー、カリフラワー、甘藷、水稲、野沢菜	0.3 ha	ブロッコリー、カリフラワー、甘藷、水稲、野沢菜	0.5 ha	
計	7人		2.7 ha		10.4 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

## 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

- ・農地の貸付け等の意向  
貸付けの意向が確認された農地は、68筆、45,005㎡となっている。
- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・アグリサポートの活用など、補助体制の整備を進める。

## 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
	貸付け	作業委託	売渡
1 68筆	45,005		

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
徳島市	不動地区	令和3年3月24日	令和6年3月19日

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	243.8 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	143.9 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	31.9 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	12.1 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	17.3 ha
(備考)	

- 注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象地区の課題

- ・農地の貸し借りは、以前からの付き合いのある人や、知り合いの間での貸し借りが多く、誰にでも貸してもいいというのはなかなかない。
- ・農地の借り手が多くおり、集約化が難しいが、10年後には、高齢化により空き地ばかりになる恐れがある。
- ・農道や水路の老朽化に加え、機械の大型化により、農地に入れず、営農が困難な農地が増えてきている。
- ・所有者不明の農地等による耕作放棄地の対処。
- ・後継者や担い手はあるが、農業者のパートナー不足が課題である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・対象地区内の農地利用は、中心経営体である担い手が担っていくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進していくことにより対応していく。
- ・儲かる農業を目指し、新たな農業者の確保・育成ができる地域づくりをする。
- ・農地のマッチングがスムーズに行える仕組みづくりをし、耕作放棄地の発生を防止する。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
	B1	水稲、ソルガム	0.8 ha	水稲、ソルガム	0.8 ha	東崎南
認農	B2	水稲、ブロッコリー、 ほうれんそう、イチゴ	2.5 ha	水稲、ブロッコリー、 ほうれんそう、イチゴ	3.0 ha	東崎北
認農	B3	水稲、露地野菜	5.0 ha	水稲、露地野菜	5.0 ha	中筋
認農	B4	水稲、露地野菜	6.1 ha	水稲、露地野菜	7.2 ha	中筋
	B5	水稲、ブロッコリー	0.6 ha	水稲、ブロッコリー	0.6 ha	喜来一
認農	B6	水稲、ブロッコリー	2.0 ha	水稲、ブロッコリー	2.0 ha	喜来一
認就	B7	ブロッコリー、小松菜	0.5 ha	ブロッコリー、小松菜	1.6 ha	喜来一
認農	B8	水稲、ブロッコリー、 枝豆	2.3 ha	水稲、ブロッコリー、 枝豆	2.5 ha	喜来二
	B9	水稲、ブロッコリー	2.1 ha	水稲、ブロッコリー	2.1 ha	喜来二
認農	B10	枝豆	0.9 ha	枝豆	0.9 ha	尾形
	B11	水稲、枝豆	1.5 ha	水稲、枝豆	1.5 ha	久保
認就	B12	水稲、ブロッコリー、 カリフラワー	0.5 ha	水稲、ブロッコリー、 カリフラワー	1.3 ha	久保
認農法	B13	水稲、ブロッコリー	22.7 ha	水稲、枝豆、ブロッコ リー	28.7 ha	飯北西、国府地区
認農	B14	水稲、露地野菜	11.0 ha	水稲、露地野菜	11.5 ha	飯北西
	B15	水稲、小松菜	1.2 ha	水稲、小松菜	1.2 ha	飯北西
認農法	B16	水稲、野菜	2.5 ha	水稲、野菜	2.5 ha	飯北西
認農	B17	水稲、ブロッコリー、 ほうれんそう、枝豆	5.3 ha	水稲、ブロッコリー、 ほうれんそう、枝豆	6.3 ha	飯北西
	B18	水稲、枝豆	2.1 ha	水稲、枝豆	2.1 ha	飯北東
認農	B19	水稲、ブロッコリー、 キャベツ	5.2 ha	水稲、ブロッコリー、 キャベツ	5.2 ha	飯北東
認農	B20	水稲、ブロッコリー、 ほうれんそう、枝豆	3.9 ha	水稲、ブロッコリー、 ほうれんそう、枝豆	5.4 ha	飯北東
	B21	枝豆	1.3 ha	枝豆	1.3 ha	飯北東
認就	B22	水稲、野菜	0.6 ha	水稲、野菜	1.2 ha	
認就	B23	ほうれんそう、枝豆、 小松菜、水稲、春菊	0.6 ha	ほうれんそう、枝豆、 小松菜、水稲、春菊	1.2 ha	
認農	B24	養鶏	ha	養鶏	ha	
認農	B25	水稲、ブロッコリー、 枝豆	13.0 ha	水稲、ブロッコリー、 枝豆	13.5 ha	
認農法	B26	花き	0.3 ha	花き	0.5 ha	
認就	B27	リーフレタス、ほうれ んそう、水稲	0.4 ha	リーフレタス、ほうれ んそう、水稲	1.9 ha	
認就	B28	ブロッコリー、空心 菜、カリフラワー	0.7 ha	ブロッコリー、空心 菜、カリフラワー	1.9 ha	
	B29	水稲、露地野菜	1.4 ha	水稲、露地野菜	1.4 ha	
認農法	B30	養鶏	ha	養鶏	ha	
計	30 人		97.0 ha		114.3 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

#### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

- ・農地の貸付け等の意向  
貸付けの意向が確認された農地は、46筆、32,985㎡となっている。
- ・集落営農組織の設立やサポート体制の整備、小集落での共同作業や分業制などに取り組んでいく。

#### 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	46筆	32,985		

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

# 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
徳島市	国府地区	令和3年3月24日	令和6年3月19日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	271.6 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	138.5 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	35.7 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	13.0 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.1 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	44.6 ha
(備考)	

- 注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

・この地域も年々高齢化している。新規就農者や後継者を確保するためには、収入を増やすことが必要だ。  
 ・専業農家も今の規模を維持するのが精一杯で、農地の貸し手は多いが借り手がない。まとまった土地であれば借り手はある。  
 ・ハローワークで求人を出しても人が集まらず、人手不足である。  
 ・耕作放棄地の解消。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・対象地区内の農地利用は、中心経営体である担い手が担っていくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進していくことにより対応していく。  
 ・地域として、新規就農者を今後の将来を担う農業者に育成する。  
 ・農地を遊休化させないため、マッチングがスムーズに行える仕組みづくりをする。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	C1	水稲、ほうれんそう、 オクラ、そら豆	1.2 ha	水稲、ほうれんそう、オ クラ、そら豆、ブロッ コリー、白ネギ	3.8 ha	延命北
	C2	水稲、水菜	2.5 ha	水稲、水菜	3.5 ha	尼木
	C3	飼料用米、ブロッ コリー、水稲、小松菜	2.0 ha	飼料用米、ブロッ コリー、水稲、小松菜	2.0 ha	池尻
認農	C4	シンビジウム、水 稲、トマト	0.9 ha	シンビジウム、水 稲、トマト	0.9 ha	中中
	C5	水稲、水菜	0.5 ha	水稲、水菜	0.5 ha	中西
認農	C6	水稲、露地野菜	3.0 ha	水稲、露地野菜	3.0 ha	早淵南
認農	C7	水稲、露地野菜	1.1 ha	水稲、露地野菜	2.1 ha	南岩延南
認農	C8	水稲、野菜	5.1 ha	水稲、野菜	6.1 ha	南岩延中
	C9	水稲、小松菜	0.5 ha	水稲、小松菜	0.5 ha	南岩延中
	C10	水稲	0.5 ha	水稲	0.5 ha	南岩延北
認農	C11	水稲、露地野菜	1.6 ha	水稲、露地野菜	1.8 ha	北岩延
認農法	C12	主食用米、飼料用 米、酒米、野菜	15.0 ha	主食用米、飼料用 米、酒米、野菜	30.0 ha	
	C13	なす	0.1 ha	ほうれんそう、なす	0.2 ha	
認就	C14	水稲、野菜	0.1 ha	水稲、野菜	0.3 ha	
認就	C15	ほうれんそう、リーフレ タス、中玉トマト、オクラ	0.2 ha	ほうれんそう、リーフレ タス、中玉トマト、オクラ	0.3 ha	
	C16	ほうれんそう、なす	0.4 ha	ほうれんそう、なす	0.5 ha	
認農	C17	水稲	0.5 ha	水稲、露地野菜	0.5 ha	
認農法	C18	小松菜、ミニ青梗菜	30.0 ha	小松菜、ミニ青梗菜	45.0 ha	
認農法	C19	水稲、ブロッコリー	22.7 ha	水稲、枝豆、ブロッ コリー	28.7 ha	不動地区
	C20	水稲、野菜	0.8 ha	水稲、野菜	2.8 ha	
	C21	ネギ	0.3 ha	ネギ	0.5 ha	一宮下町・北井上・ 入田地区
	C22	水稲	0.3 ha	水稲	0.3 ha	
	C23	水稲	1.0 ha	水稲	1.0 ha	
	C24	水稲、ブロッコリー	2.0 ha	水稲、ブロッコリー	2.0 ha	
	C25	水稲	0.7 ha	水稲	0.7 ha	
	C26	水稲、飼料用米	0.9 ha	水稲、飼料用米	0.9 ha	
認農法	C27	椎茸	ha	椎茸	ha	
認就	C28	なす、ブロッコリー	0.2 ha	なす、ブロッコリー	0.4 ha	
計	28 人		94.1 ha		138.7 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

#### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

- ・農地の貸付け等の意向  
貸付けの意向が確認された農地は、170筆、123,657㎡となっている。
- ・農地の集積を促進するため、今後さらに農地中間管理機構を活用していく。
- ・園芸産地の復活を目指し、それぞれの農家が増産と品質の高位水準化を図る。
- ・地域内に設立された集落営農組織の活用や協力によるサポート体制を整える。また、集落によっては小集落での共同作業や分業制などを今後も検討する。

#### 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	170筆	123,657		

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。



## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
徳島市	勝占地区	令和3年3月24日	令和6年3月19日

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	296.3 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	165.8 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	43.7 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	11.9 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.2 ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	14.8 ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
 注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象地区の課題

- ・一部を除いて水の便が悪い農地がほとんどである。
- ・農家は高齢化しており、今の経営規模を維持するのに精一杯だ。これからますます農地を貸したいという人は増えるであろうから、新規就農者の確保や育成が必要になってくる。
- ・地域でまとまって意識改革をし、大規模化や集落営農化を図る必要がある。
- ・農地中間管理機構等の制度周知ができていない。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・対象地区内の農地利用は、中心経営体である担い手が担っていくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進していくことにより対応していく。
- ・儲かる農業を目指し、新たな農業者の確保・育成ができる地域づくりをする。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	D1	水稲	7.9 ha	水稲	11.3 ha	本谷
認農	D2	ブロッコリー	1.5 ha	ブロッコリー	3.0 ha	南谷
	D3	水稲	1.4 ha	水稲	1.4 ha	下條
認農	D4	水稲、ブロッコリー	1.6 ha	水稲、ブロッコリー	3.0 ha	向條
	D5	水稲、野菜	0.7 ha	水稲、野菜	0.7 ha	敷地
	D6	飼料用米、水稲	0.7 ha	飼料用米、水稲	0.7 ha	中須上
認農	D7	水稲、ブロッコリー	1.5 ha	水稲、ブロッコリー	1.9 ha	西須賀A
	D8	水稲、野菜	1.1 ha	水稲、野菜	1.1 ha	榎原
	D9	飼料用米、水稲、にんにく	1.5 ha	飼料用米、水稲、にんにく	1.5 ha	西奥
	D10	飼料用米、水稲、タマネギ、大根	1.1 ha	飼料用米、水稲、タマネギ、大根	1.1 ha	北野2
	D11	飼料用米、水稲	1.8 ha	飼料用米、水稲	1.8 ha	雑賀
	D12	飼料用米、水稲、イチゴ、カボチャ	2.2 ha	飼料用米、水稲、イチゴ、カボチャ	2.2 ha	三軒屋西
	D13	イチゴ、大根、なす	0.1 ha	イチゴ、大根、なす	0.3 ha	
	D14	水稲、菜の花	0.6 ha	水稲、菜の花	1.1 ha	
認就	D15	トマト、イチゴ	0.1 ha	水稲、トマト、イチゴ、洋ラン	0.4 ha	
認就	D16	不知火、水稲、大根、みかん	0.6 ha	不知火、水稲、大根、みかん	2.0 ha	
認就	D17	ブロッコリー	0.4 ha	ブロッコリー	1.1 ha	
認就	D18	ブロッコリー、大根、水稲	0.8 ha	ブロッコリー、大根、水稲	2.6 ha	
	D19	菜の花、オクラ	0.3 ha	菜の花、オクラ、ブロッコリー	2.0 ha	
認就	D20	ブロッコリー、オクラ	0.5 ha	ブロッコリー、オクラ	2.0 ha	
計	20 人		26.4 ha		41.2 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

・農地の貸付け等の意向  
貸付けの意向が確認された農地は、161筆、121,292㎡となっている。  
・地域として、集落営農組織の設立やサポート体制の整備が必要な時期に来ていることを共通認識し、取り組んでいく。  
・市街化農地や荒廃農地などでは、農地を有効活用して農業以外の収入源を確保できる方法も検討していく。

農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
	貸付け	作業委託	売渡
1 161筆	121,292		

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
徳島市	八万地区	令和3年3月24日	令和6年3月19日

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	147.3 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	75.9 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	27.1 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	8.9 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.4 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.1 ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象地区の課題

- ・地域の平均耕作面積は2～3反で、現在使用している機械が壊れたらやめようと思っている者がほとんど。
- ・集積して頑張っている者も、条件のよい所が借りられれば悪い所を返すという状況である。
- ・代替わりで耕作できなかった時に、放棄地としない対策が必要だ。
- ・農地中間管理機構の対象にならない市街化区域農地が多い。
- ・農業者の高齢化が進んでおり現状維持で精一杯であるため、担い手不足が深刻である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・対象地区内の農地利用は、中心経営体である担い手が担っていくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進していくことにより対応していく。
- ・調整区域においては、農地を貸したい者・借りたい者をさらに洗い出し、農地の集積を進め、有効活用を図り、耕作放棄地の発生防止に努める。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
- 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
	E1	シンビジウム	0.3 ha	シンビジウム、野菜	0.4 ha	下長谷
認農	E2	菌床椎茸	0.1 ha	菌床椎茸	0.1 ha	上長谷
	E3	水稻	0.7 ha	水稻	0.7 ha	上長谷
	E4	飼料用米、水稻、椎茸、スイカ	1.3 ha	飼料用米、水稻、椎茸、スイカ	1.3 ha	大野
	E5	飼料用米、水稻、カボチャ、スモモ	1.7 ha	飼料用米、水稻、カボチャ、スモモ	1.7 ha	大野
	E6	水稻	0.04 ha	水稻	0.04 ha	南浜東
認農	E7	オクラ、ブロッコリー	1.6 ha	オクラ、ブロッコリー	2.5 ha	
	E8	ほうれんそう、ブロッコリー、チンゲンサイ	0.5 ha	ほうれんそう、ブロッコリー、チンゲンサイ	1.0 ha	
認農	E9	水稻、野菜	0.6 ha	水稻、野菜	1.6 ha	
認就	E10	カリフラワー、ほうれんそう	0.2 ha	カリフラワー、ほうれんそう	0.3 ha	上八万・川内地区
認農	E11	ブロッコリー	0.3 ha	ブロッコリー、ほうれんそう	0.8 ha	
計	11 人		7.3 ha		10.4 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

・農地の貸付け等の意向

貸付けの意向が確認された農地は、74筆、43,005㎡となっている。

・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

・将来にわたって地域の農業や農地を維持していくために、集落営農組織の立ち上げやサポート体制の強化などを検討していく。

農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
	貸付け	作業委託	売渡
1 74筆	43,005		

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載する必要があります。

# 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
徳島市	加茂名地区	令和3年3月24日	令和6年3月19日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	105.4 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	52.8 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	10.5 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.5 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.1 ha
(備考)	

- 注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

・農業者の高齢化が進んでおり、機械が壊れたら農業をやめるといった声もある。跡継ぎは手伝うパターンのみで、新規に始める者はいないなど、担い手不足が深刻化している。  
 ・市街化区域の農地が多く、農地中間管理事業の対象にならないため集積が進まない。  
 ・市街化区域の農地は売りたいため、なかなか農地を貸してくれない。農地を貸すと取られると思う人がいる。  
 ・農地の隣に新しく住宅が建っていくため、建物の影ができ農作物が育たない。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・対象地区内の農地利用は、中心経営体である担い手が担っていくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進していくことにより対応していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

## 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	F1	水稻、野菜	0.9 ha	水稻、野菜	1.5 ha	島田東
	F2	養豚	0.2 ha	養豚	0.2 ha	
認就	F3	枝豆、ブロッコリー、 カリフラワー	0.3 ha	枝豆、ブロッコリー、 カリフラワー	0.8 ha	
認農法	F4	畜産	ha	畜産	ha	
計	4人		1.4 ha		2.5 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

## 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

・農地の貸付け等の意向  
貸付けの意向が確認された農地は、48筆、34,527㎡となっている。

### 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
	貸付け	作業委託	売渡
1 48筆	34,527		

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載する必要があります。

# 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
徳島市	渭東地区	令和3年3月24日	令和6年3月19日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	30.4 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	15.8 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	4.0 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.1 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.5 ha
④地区内において今後中心経営体引き受け意向のある耕作面積の合計	3.5 ha
(備考)	

注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

- ・本地域は、砂地での渭東ネギの産地化ができており、後継者もあるが、その一方で他に栽培できる作物がない。
- ・市街化区域内の農地が多く、税金が高い。
- ・耕作放棄地はあまり増えていない。農地を転用して不動産収入を得ている人が多い。
- ・農業を儲かる産業にしないと、担い手の確保は難しい。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・対象地区内の農地利用は、中心経営体である担い手が担っていくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進していくことにより対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	G1	ネギ等	0.8 ha	ネギ等	0.8 ha	北浦
認農	G2	青ネギ	1.0 ha	青ネギ	1.3 ha	南浦
認農	G3	青ネギ	1.1 ha	青ネギ	1.1 ha	金沢
認農	G4	青ネギ	0.6 ha	青ネギ	0.8 ha	金沢
認農	G5	青ネギ	0.3 ha	青ネギ	0.8 ha	
認農	G6	青ネギ	1.2 ha	青ネギ	1.4 ha	
認農	G7	青ネギ	2.2 ha	青ネギ	2.4 ha	
認農	G8	青ネギ	1.0 ha	青ネギ	1.3 ha	
	G9	水稲	0.2 ha	水稲	0.2 ha	
	G10	野菜	0.7 ha	野菜	0.7 ha	
	G11	ネギ	2.0 ha	ネギ	2.0 ha	
認就	G12	青ネギ、タマネギ	0.2 ha	青ネギ、タマネギ	0.4 ha	
認農	G13	青ネギ	1.0 ha	青ネギ	1.2 ha	
認農	G14	青ネギ	0.9 ha	青ネギ	1.3 ha	
認農	G15	青ネギ	1.0 ha	青ネギ	1.3 ha	
認農	G16	青ネギ	0.8 ha	青ネギ	1.0 ha	
認農	G17	青ネギ	1.0 ha	青ネギ	1.3 ha	
認農	G18	青ネギ	1.0 ha	青ネギ	1.2 ha	
計	18人		17.0 ha		20.5 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

- ・農地の貸付け等の意向  
貸付等の意向が確認された農地はなし
- ・ブランド化されている渭東ネギのさらなる発展に向けて、生産者間で共通認識できる体制の確保を行う。
- ・農地中間管理機構については、地域の状況として市街化区域の農地が多く、遊休農地が少ないことや渭東ネギへの新規参入が困難なことを踏まえ、現時点では活用が困難であるが、離農者等あれば後は活用していく。

農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m)		
	貸付け	作業委託	売渡
1	—	—	—

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。



# 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
徳島市	上八万地区	令和3年3月24日	令和6年3月19日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	114.8 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	70.7 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	14.8 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.3 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.5 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.6 ha
(備考)	

- 注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

- ・本地域の農地は、狭隘でかつ分散している。高齢化で農地が荒れている状況だが、水の便が悪い所や高低差があるなど、なかなか借り手がない。
- ・農地を貸すと戻ってこないと思いついでいる人が多く、なかなか農地利用が進まない。
- ・担い手がないので園芸作物ができない。できる者がオペレーターとして手伝うなど、サポート体制が必要になっている。
- ・山際の農地では、鳥獣被害が増えている。
- ・1つ1つのほ場が狭く、集積がなかなか進まない。
- ・本地域は冬の作物を栽培しており、ほ場整備は困難である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・対象地区内の農地利用は、中心経営体である担い手が担っていくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進していくことにより対応していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
	H1	水稲、しいたけ	0.9 ha	水稲、しいたけ	1.0 ha	西地
	H2	イチゴ	0.2 ha	イチゴ	0.2 ha	西地
	H3	水稲	2.0 ha	水稲	2.0 ha	花房
	H4	水稲、菜の花	0.6 ha	水稲、菜の花	1.5 ha	上中1
	H5	飼料用米、水稲、枝豆	1.3 ha	飼料用米、水稲、枝豆	1.3 ha	上中1
認就	H6	カリフラワー、ほうれんそう	0.2 ha	カリフラワー、ほうれんそう	0.3 ha	八万・川内地区
認就	H7	すだち	0.4 ha	すだち、ゆず、みかん、柿、キウイ	0.9 ha	
	H8	すだち、水稲、飼料用米	2.6 ha	すだち、水稲、飼料用米	2.6 ha	
	H9	水稲、飼料用米	0.7 ha	水稲、飼料用米	0.7 ha	
計	9人		8.9 ha		10.5 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

- ・農地の貸付け等の意向  
貸付けの意向が確認された農地は、120筆、87,030㎡となっている。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・小集落での農機具の共同利用や共同作業など、サポート体制を検討していく。

農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
	貸付け	作業委託	売渡
1 120筆	87,030		

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載する必要があります。

# 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
徳島市	北井上地区	令和3年3月24日	令和6年3月19日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	254.2 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	166.9 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	17.2 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	6.4 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.7 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	21.9 ha
(備考)	

- 注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

- ・権利関係や排水等の条件が悪い農地は借り手がなく、耕作放棄地になっている。
- ・跡継ぎは定年退職後にするというものが多く、若い就農者はほとんどいない。
- ・高齢化が深刻で、農地の賃貸借期間満了を待たずに農地が返却されることもある。
- ・排水が悪く、農道も狭いような地域がある。機械が入らないような地域は放棄地になっていきやすい。
- ・本地域は、農地中間管理機構に登録している農地がほとんどない。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・対象地区内の農地利用は、中心経営体である担い手が担っていくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進していくことにより対応していく。
- ・儲かる農業を目指し、新たな農業者の確保・育成ができる地域づくりをする。
- ・農地のマッチングがスムーズに行える仕組みづくりをし、耕作放棄地の発生を防止する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
	I1	ソルガム(地力)	1.3 ha	ソルガム(地力)	1.3 ha	観音堂
	I2	水稲、野菜	0.4 ha	水稲、野菜	1.8 ha	野神
認農	I3	水稲、露地野菜	1.5 ha	水稲、露地野菜	1.5 ha	神楽免
	I4	野菜	0.7 ha	野菜	0.7 ha	宮ノ東
	I5	水稲、飼料作物	0.9 ha	水稲、飼料作物	0.9 ha	西沢
	I6	枝豆	0.3 ha	枝豆	0.3 ha	古川
	I7	野菜	0.5 ha	野菜	3.9 ha	古川
	I8	枝豆、ほうれんそう	0.8 ha	枝豆、ほうれんそう	1.6 ha	古川
	I9	水稲	0.6 ha	水稲	0.6 ha	角ノ瀬
	I10	野菜	0.6 ha	野菜	1.1 ha	角ノ瀬
	I11	野菜	0.8 ha	野菜	1.8 ha	角ノ瀬
認農	I12	水稲、ブロッコリー、 人参、枝豆	2.1 ha	水稲、ブロッコリー、 人参、枝豆	2.6 ha	東黒田東
認農	I13	水稲、露地野菜、花 き	2.1 ha	水稲、露地野菜、花 き	2.1 ha	東黒田東
認農	I14	水稲、ほうれんそう、 枝豆	6.4 ha	水稲、ほうれんそう、 枝豆	6.4 ha	東黒田東
認農	I15	水稲、露地野菜	2.8 ha	水稲、露地野菜	2.8 ha	東黒田西
認農	I16	水稲、露地野菜、花 き	1.9 ha	水稲、人参、ほうれ んそう、枝豆	2.1 ha	東黒田西
認農	I17	水稲、露地野菜	2.3 ha	水稲、露地野菜	2.3 ha	佐野塚西
認農	I18	水稲、枝豆	1.1 ha	水稲、枝豆	1.1 ha	佐野塚西
認農	I19	露地野菜	3.0 ha	露地野菜	3.0 ha	佐野塚西
	I20	枝豆、キャベツ、野 沢菜	0.9 ha	枝豆、キャベツ、野 沢菜	1.6 ha	佐野塚東
	I21	野菜	0.4 ha	野菜	1.9 ha	西黒田流郷
認農法	I22	施設花き	2.3 ha	施設花き	2.5 ha	西黒田中
	I23	野菜、花木	0.3 ha	野菜、花木	0.6 ha	西黒田中
認農	I24	水稲、露地野菜	2.3 ha	水稲、露地野菜	2.5 ha	西黒田東
	I25	水稲、枝豆	0.3 ha	水稲、枝豆	0.3 ha	西黒田東
	I26	枝豆、ブロッコリー	0.5 ha	枝豆、ブロッコリー	1.9 ha	西黒田東
	I27	水稲、ほうれんそう	1.2 ha	水稲、ほうれんそう	2.5 ha	
認農	I28	露地野菜	2.6 ha	露地野菜	3.3 ha	
	I29	枝豆、ブロッコリー	0.9 ha	枝豆、ブロッコリー	1.5 ha	
認就	I30	水稲、ほうれんそう、 人参	0.9 ha	水稲、ほうれんそう、 人参	1.6 ha	
認就	I31	トマト、ピーマン	0.1 ha	トマト、ピーマン	0.2 ha	

認就	I32	ほうれんそう、枝豆、ブロッコリー	1.1 ha	ほうれんそう、枝豆、ブロッコリー	1.8 ha	
認就	I33	ブロッコリー、枝豆、ほうれんそう、キャベツ	0.5 ha	ブロッコリー、枝豆、ほうれんそう、キャベツ	1.6 ha	
認就	I34	枝豆、ほうれんそう、小松菜	0.4 ha	枝豆、ほうれんそう、小松菜	1.5 ha	
認就	I35	ニトマト、チンゲンサイ、ほうれんそう	0.5 ha	ニトマト、チンゲンサイ、ほうれんそう	0.8 ha	
認就	I36	水耕みつば、小松菜	0.0 ha	水耕みつば、小松菜	0.2 ha	
認農	I37	露地野菜	0.4 ha	露地野菜	1.0 ha	
	I38	ネギ	0.3 ha	ネギ	0.5 ha	一宮下町・国府・入田地区
認就	I39	ブロッコリー、枝豆、カリフラワー	0.5 ha	ブロッコリー、枝豆、カリフラワー	1.3 ha	
認農	I40	水稲、露地野菜	1.6 ha	水稲、露地野菜	1.6 ha	
認就	I41	ブロッコリー、カリフラワー	0.7 ha	ブロッコリー、カリフラワー	2.1 ha	
認農法	I42	養鶏	0.3 ha	養鶏	0.3 ha	
認農	I43	水稲、飼料用米、牧草	4.4 ha	水稲、飼料用米、牧草	4.4 ha	
認農	I44	露地野菜	0.1 ha	露地野菜	0.1 ha	
認農	I45	養牛	ha	養牛	ha	
認農	I46	露地野菜	0.8 ha	露地野菜	0.8 ha	
計	46 人		54.3 ha		76.2 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

#### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

- ・農地の貸付け等の意向  
貸付けの意向が確認された農地は、61筆、78,318㎡となっている。
- ・集落営農組織の設立やサポート体制の整備、小集落での共同作業や分業制などに取り組む。

#### 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
	貸付け	作業委託	売渡
1 61筆	78,318		

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載する必要があります。

# 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
徳島市	入田地区	令和3年3月24日	令和6年3月19日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	106.2 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	56.6 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	11.8 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.4 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.2 ha
(備考)	

- 注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

- ・一人一人の耕作面積が狭いうえ、自分の土地は自分でという考えが強い。
- ・耕作放棄地には至っていない場合でも、保全管理が精一杯の状況となっている。
- ・10年ほうっておいたら、農業者がいなくなる、若い担い手もない、放棄地も増えてくる、狭い農地で生活もできなくなる。
- ・この地区は鉢物の植木の生産が盛んだったが、年々需要も減っており、農地を手放す人も増えている。植木に変わる特産物を検討していく必要がある。
- ・植木を放置し、山林化している農地がある。山林化すると鳥獣被害や病害虫被害が増え、周辺農地に悪影響を及ぼす。
- ・鮎喰川の水が減っており、水稻栽培等のために渇水対策が必要となってくる。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・対象地区内の農地利用は、中心経営体である担い手が担っていくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進していくことにより対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
	J1	花き	2.0 ha	花き	2.0 ha	先代
	J2	ネギ	0.3 ha	ネギ	0.5 ha	一宮下町・国府・北井上地区
	J3	水稲、飼料用米	0.5 ha	水稲、飼料用米	0.5 ha	
認農	J4	水稲	2.2 ha	水稲	2.2 ha	
計	4人		5.0 ha		5.2 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

- ・農地の貸付け等の意向  
貸付けの意向が確認された農地は、168筆、112,723㎡となっている。
- ・「植木の町」として植木類を振興していく。
- ・地域の農業者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・鳥獣被害対策について、一丸となって取り組む。

農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
	貸付け	作業委託	売渡
1 168筆	112,723		

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
徳島市	応神地区	令和3年3月24日	令和6年3月19日

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	223.8 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	130.8 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	23.1 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	11.1 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.1 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	5.7 ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象地区の課題

- ・新規参入者は、農地探しや販路開拓等の課題が多い状況であり、そういった人が参入できるような体制づくりを構築していく必要がある。
- ・地道に農地の出し手と受け手を洗い出し、マッチングしていかなければならない。
- ・耕作放棄地の発生を防ぐため、その体制づくりを検討していく必要がある。
- ・小さな農家が点在しており、法人化や大規模化は難しい。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・対象地区内の農地利用は、中心経営体である担い手が担っていくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進していくことにより対応していく。
- ・農地の有効利用、耕作放棄地の発生を防止する仕組みづくりを検討する。
- ・儲かる農業を目指し、新たな農業者の確保・育成ができる地域づくりをする。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。



中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	K1	人参、白菜、白瓜	3.1 ha	人参、白菜、白瓜	3.3 ha	新田
	K2	野菜、ソルガム	1.5 ha	野菜、ソルガム	1.5 ha	新田
	K3	ソルガム	1.2 ha	ソルガム	1.2 ha	新田
	K4	ソルガム	1.3 ha	ソルガム	1.3 ha	新田
	K5	水稲、ソルガム	0.8 ha	水稲、ソルガム	0.8 ha	小島西
認農	K6	水稲、野菜	1.7 ha	水稲、野菜	2.8 ha	貞方北
認農	K7	水稲、ブロッコリー	2.0 ha	水稲、ブロッコリー	3.0 ha	貞方南
	K8	水稲	0.9 ha	水稲	0.9 ha	貞方東
	K9	水稲、ソルガム	0.9 ha	水稲、ソルガム	0.9 ha	貞方竿
	K10	水稲	0.3 ha	水稲	0.3 ha	西吉成
	K11	水稲、ソルガム	1.7 ha	水稲、ソルガム	1.7 ha	西吉成
	K12	飼料用米、水稲	0.3 ha	飼料用米、水稲	0.3 ha	只津
認農	K13	梨、ブロッコリー	0.9 ha	梨、ブロッコリー	1.6 ha	有天
	K14	飼料用米、水稲	1.2 ha	飼料用米、水稲	1.2 ha	中原南
	K15	水稲、ソルガム	1.4 ha	水稲、ソルガム	1.4 ha	宮の本
	K16	水稲、ソルガム	1.2 ha	水稲、ソルガム	1.2 ha	宮の本
認農	K17	水稲、野菜	2.4 ha	水稲、野菜	2.8 ha	東
認農	K18	露地野菜	4.7 ha	水稲、ソルガム	5.0 ha	鷹の橋南
	K19	水稲、ソルガム	1.2 ha	水稲、ソルガム	1.2 ha	鷹の橋南
	K20	水稲	0.8 ha	水稲	0.8 ha	鷹の橋南
認農法	K21	露地野菜	1.0 ha	露地野菜	3.0 ha	
	K22	水稲	0.5 ha	水稲	0.5 ha	
認農	K23	露地野菜、水稲	1.0 ha	露地野菜、水稲	1.0 ha	
認農	K24	露地野菜	4.0 ha	露地野菜	4.0 ha	
認農	K25	露地野菜	0.8 ha	露地野菜	0.8 ha	
認農	K26	露地野菜	0.9 ha	露地野菜	0.9 ha	
認農	K27	水稲、にんじん	2.4 ha	水稲、にんじん	2.4 ha	
認農	K28	露地野菜	0.1 ha	露地野菜	0.1 ha	
認農	K29	露地野菜	0.3 ha	露地野菜	0.3 ha	
認農	K30	露地野菜	0.7 ha	露地野菜	0.7 ha	
認農	K31	露地野菜	2.4 ha	露地野菜	2.4 ha	
認農	K32	にんじん	6.7 ha	にんじん	6.7 ha	
計	32 人		50.3 ha		56.0 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。  
 注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。  
 注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

- ・農地の貸付け等の意向  
 貸付けの意向が確認された農地は、96筆、89,209㎡となっている。
- ・地域作物のニンジン、ブロッコリー、ツルムラサキの低コスト省力化を図る。

農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	96筆	89,209		

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

# 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
徳島市	川内地区	令和3年3月24日	令和6年3月19日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	448.0 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	296.8 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	60.0 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	18.6 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.6 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	21.6 ha
(備考)	

- 注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

- ・耕作放棄地が徐々に増えている状況で、農業者の高齢化が進んでいる。
- ・農業者は今の経営規模を維持するので精一杯である。農地を貸したいという人は、これからますます増えるであろうから、新規就農者の確保や育成は必要になってくる。
- ・高速道路等の建設によって不整形に取り残されている農地があり、耕作放棄地になりやすい。
- ・人手不足が深刻である。
- ・農地の出し手が農地中間管理機構のことを知らない。
- ・スマート農業を導入したいが、ほ場が小さいため使用できない。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・対象地区内の農地利用は、中心経営体である担い手が担っていくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進していくことにより対応していく。
- ・農業委員や農地利用最適化推進委員、実行組や関係団体との連携を取り、地域一丸で農地の利活用を進めていく。
- ・農地のマッチングが円滑に行える仕組みを作り、情報の集約・一元化をし、耕作放棄地の発生を防止する。
- ・有機農業の推進に取り組む。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	L1	水稲、カリフラワー	3.5 ha	水稲、カリフラワー	4.2 ha	国富
認就	L2	カリフラワー、ほうれんそう、えだまめ	0.4 ha	カリフラワー、ほうれんそう、えだまめ	1.0 ha	兼子
	L3	イチゴ、カリフラワー	0.2 ha	イチゴ、カリフラワー	0.6 ha	堀北
	L4	水稲、カリフラワー	1.0 ha	水稲、カリフラワー	1.0 ha	堀南
認就	L5	カリフラワー、ほうれんそう	0.2 ha	カリフラワー、ほうれんそう	0.3 ha	堀南、八万・上八万地区
認農	L6	カリフラワー	1.7 ha	カリフラワー	2.0 ha	鈴江
	L7	水稲、野菜	2.0 ha	水稲、野菜	3.0 ha	鶴島西
	L8	水稲、甘藷	2.4 ha	水稲、甘藷	2.4 ha	鶴島西
認農	L9	甘藷	3.0 ha	甘藷	3.0 ha	小松南
	L10	甘藷	2.2 ha	甘藷	2.2 ha	小松南
	L11	甘藷	0.9 ha	甘藷	0.9 ha	小松南
認農	L12	甘藷	3.0 ha	甘藷	3.9 ha	小松北
認農	L13	甘藷	2.7 ha	甘藷	3.3 ha	小松北
	L14	甘藷	1.3 ha	甘藷	1.3 ha	旭野
認農	L15	甘藷	2.0 ha	甘藷	2.5 ha	旭野
	L16	甘藷	1.9 ha	甘藷	1.9 ha	旭野
	L17	甘藷	2.8 ha	甘藷	2.8 ha	下別宮北
	L18	甘藷	2.7 ha	甘藷	2.7 ha	下別宮北
	L19	甘藷	2.3 ha	甘藷	2.3 ha	下別宮南
	L20	甘藷	2.1 ha	甘藷	2.1 ha	下別宮南
	L21	甘藷	0.6 ha	甘藷	0.6 ha	下別宮南
	L22	甘藷、大根	3.0 ha	甘藷、大根	3.5 ha	下別宮南
	L23	ネギ	0.3 ha	大根、甘藷	0.8 ha	下別宮南
認農	L24	レンコン、甘藷	2.9 ha	レンコン、甘藷	3.2 ha	米津
	L25	水稲、さつまいも	1.3 ha	水稲、さつまいも	1.6 ha	住吉東
認農	L26	水稲、野菜、甘藷	3.0 ha	水稲、野菜、甘藷	3.9 ha	若松
	L27	甘藷、レンコン	3.0 ha	甘藷、レンコン	3.0 ha	若松
認農	L28	カリフラワー、水稲	3.4 ha	カリフラワー、水稲	4.1 ha	古田
	L29	水稲、甘藷、大根	0.7 ha	水稲、甘藷、大根	2.6 ha	古田
	L30	甘藷	2.0 ha	甘藷	2.0 ha	若宮
認農	L31	甘藷、レンコン	4.0 ha	甘藷、レンコン	4.8 ha	若宮
認農	L32	カリフラワー、水稲	2.5 ha	カリフラワー、水稲	3.0 ha	黄金

	L33	水稲、カリフラワー	2.1 ha	水稲、カリフラワー	2.1 ha	竹須賀
	L34	水稲、レンコン	1.6 ha	水稲、レンコン	1.6 ha	蛭子
	L35	レンコン	1.4 ha	レンコン	1.4 ha	宮城
認農	L36	水稲、カリフラワー、ハウスレンコン	1.2 ha	水稲、カリフラワー、ハウスレンコン	2.3 ha	
	L37	甘藷	0.3 ha	甘藷	0.8 ha	
認就	L38	カリフラワー、マルケ	0.6 ha	カリフラワー、マルケ	1.6 ha	
	L39	甘藷	0.8 ha	甘藷	5.0 ha	
認農	L40	甘藷	1.1 ha	甘藷	1.5 ha	
認就	L41	レンコン、ねぎ	0.4 ha	レンコン、ねぎ	1.7 ha	
認就	L42	カリフラワー、ブロッコリー	0.6 ha	カリフラワー、ブロッコリー	1.0 ha	
	L43	ネギ、ナス	0.6 ha	ネギ、ナス	0.6 ha	
認農	L44	甘藷、大根	3.5 ha	甘藷、大根	3.8 ha	
認農	L45	水稲、露地野菜	1.0 ha	水稲、露地野菜	1.3 ha	
認農	L46	カリフラワー	1.5 ha	カリフラワー	2.0 ha	
	L47	水稲、菜の花	2.7 ha	水稲、菜の花	2.7 ha	
認農法	L48	水稲	5.3 ha	水稲	5.3 ha	
認農法	L49	食用コオロギ	ha	食用コオロギ	ha	
認農法	L50	かんしょ	3.4 ha	かんしょ	3.4 ha	
認就	L51	イチゴ、その他野菜	0.3 ha	イチゴ、その他野菜	0.3 ha	
計	51人		93.3 ha		114.9 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

#### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

##### ・農地の貸付け等の意向

貸付けの意向が確認された農地は、217筆、235,852㎡となっている。

・甘藷についてはブランド化されているが、レンコンについても、地区の土地条件等の有利性を高めるため、他産地が収穫できない時期にも周年出荷できる体制づくりを目指し、ハウスレンコンに取り組む。

・高付加価値化として減農薬の水稲に取り組む。

##### 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m)		
	貸付け	作業委託	売渡
1 217筆	235,852		

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
徳島市	徳島地区	令和3年3月24日	令和6年3月19日

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	84.2 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	53.5 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	15.3 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5.7 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.2 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.8 ha
(備考)	

- 注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象地区の課題

- ・将来にわたり地域の農業や農地を維持していくには、かなり厳しい。
- ・若い人が農業に魅力を感じておらず、担い手不足である。
- ・ほぼ全域が市街化区域であり、中間管理事業等の対象外である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・対象地区内の農地利用は、中心経営体である担い手が担っていくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進していくことにより対応していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	M1	きゅうり、菜の花	0.2 ha	きゅうり、菜の花	1.0 ha	東地
認農	M2	畜産	0.5 ha	畜産	0.5 ha	北矢三
認農	M3	水稲、露地野菜	1.3 ha	水稲、露地野菜	1.3 ha	矢三東野
認農	M4	水稲、露地野菜	4.5 ha	水稲、露地野菜	4.5 ha	
認農	M5	養鶏	ha	養鶏	ha	
計	5人		6.5 ha		7.3 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

- ・農地の貸付け等の意向  
貸付け等の意向が確認された農地は、20筆、17,113㎡となっている。
- ・アグリサポートを充実させ、積極的に活用していく。
- ・農地を遊休化させないための仕組みづくりを検討していく。

農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
	貸付け	作業委託	売渡
1 20筆	17,113		

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
徳島市	多家良地区	令和3年3月24日	令和6年3月19日

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	350.2 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	195.1 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	61.5 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	31.0 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.5 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	12.6 ha
(備考)	

- 注1: ③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2: ④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象地区の課題

- ・将来的にはかなりの担い手不足と思われる。地域でまとまって、機械の共同利用やサポート体制を作る必要がある。
- ・他地区と比べると、新規就農者も多く、若手農業者でグループを作って活動するなど、状況は悪くない。
- ・中山間地も広く、農地の集積は難しい。水の便が悪い所もあり荒れていきやすい。水資源を守るためには農地の整備や補償が必要である。
- ・鳥獣被害が多く、対策も十分でない。
- ・1筆あたりの農地面積が狭く、管理がしにくい地域がある。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・対象地区内の農地利用は、中心経営体である担い手が担っていくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進していくことにより対応していく。
- ・儲かる農業を目指し、新たな農業者の確保・育成ができる地域づくりをする。
- ・農地のマッチングがスムーズに行える仕組みづくりをし、耕作放棄地の発生を防止する。
- ・地域で組織作りをして農地を守っていけるよう検討していく。

- 注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
- 注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。



中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	N1	花き	1.4 ha	花き	1.4 ha	門前
	N2	水稲、野菜	0.2 ha	水稲、野菜	0.4 ha	篠原
認農	N3	露地野菜	7.0 ha	露地野菜	10.0 ha	共和
認農	N4	水稲、果樹、花き	2.9 ha	水稲、果樹、花き	4.5 ha	中渋野
認就	N5	すだち、ハウスすだち、みかん	0.2 ha	すだち、ハウスすだち、みかん	0.4 ha	喜来
	N6	イチゴ、すだち	1.3 ha	イチゴ、すだち	1.3 ha	仕出
認農	N7	イチゴ	0.8 ha	イチゴ	0.8 ha	仕出
	N8	飼料用米、水稲、野菜	0.9 ha	飼料用米、水稲、野菜	0.9 ha	上犬飼
	N9	水稲、菜の花	0.3 ha	水稲、菜の花	0.3 ha	森時
	N10	みかん、スタチ	0.7 ha	みかん、スタチ	1.2 ha	森時
	N11	しいたけ	0.5 ha	しいたけ	0.5 ha	金谷
認就	N12	促成きゅうり、オクラ	0.1 ha	促成きゅうり、オクラ	0.2 ha	上宮井
	N13	飼料用米、水稲、イチゴ	1.2 ha	飼料用米、水稲、イチゴ	1.2 ha	下宮井
	N14	しいたけ	1.5 ha	しいたけ	1.5 ha	下宮井
	N15	ハイビスカス	0.4 ha	ハイビスカス、バラ	0.5 ha	
認就	N16	水稲、イチゴ、メロン他	1.0 ha	水稲、イチゴ、メロン他	1.0 ha	三ツ時
認就	N17	トマト	0.1 ha	トマト	0.1 ha	
	N18	菜の花、シソ	0.4 ha	菜の花、シソ	0.6 ha	
	N19	きゅうり	0.3 ha	きゅうり	2.0 ha	
	N20	きゅうり	0.2 ha	きゅうり	0.2 ha	
認就	N21	露地すもも、菜の花、ししとう	0.3 ha	露地すもも、菜の花、ししとう、ハウスすだち	0.5 ha	
認就	N22	ブロッコリー	0.3 ha	ブロッコリー	1.0 ha	
認農	N23	ゆず、ニンニク	0.1 ha	ゆず、ニンニク	0.9 ha	
認農	N24	菜の花、ズッキーニ、ブロッコリー	0.5 ha	ズッキーニ、ブロッコリー	1.9 ha	
認就	N25	促成きゅうり	0.1 ha	促成きゅうり	0.2 ha	
認就	N26	イチゴ、オクラ、水稲、ブロッコリー	0.6 ha	イチゴ、オクラ、水稲、ブロッコリー	0.6 ha	
認就	N27	すだち、ぶとう、温州みかん、シンビジウム	0.2 ha	すだち、ぶとう、温州みかん、シンビジウム	1.5 ha	
認就	N28	オクラ、イチゴ	0.1 ha	オクラ、イチゴ	0.3 ha	
認農	N29	菌床椎茸	0.1 ha	菌床椎茸	0.2 ha	
認農	N30	菌床椎茸	0.6 ha	菌床椎茸	0.6 ha	

	N31	水稻、すだち	0.6 ha	水稻、すだち	0.6 ha
認就	N32	きゅうり	0.1 ha	きゅうり	0.2 ha
認農法	N33	養鶏	ha	養鶏	ha
	N34	イチゴ	ha	イチゴ	ha
	N35	水稻、飼料用米	0.6 ha	水稻、飼料用米	0.6 ha
計	35 人		25.5 ha		38.1 ha

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

#### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

- ・農地の貸付け等の意向  
貸付けの意向が確認された農地は、309筆、233,418㎡となっている。
- ・集落ごとの共同作業やサポート体制の整備が必要な時期に来ていることを共通認識し、取り組んでいく。
- ・青年農業者との交流の場を作っていく。

#### 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	309筆	233,418		

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

# 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
徳島市	南井上地区	令和3年3月24日	令和6年3月19日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	270.2 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	147.5 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	42.3 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	17.3 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.2 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	12.5 ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"><li>・権利関係や排水等の条件が悪い農地は借り手がなく、耕作放棄地になっている。</li><li>・跡継ぎは定年退職後にするというのが多く、若い就農者はほとんどいない。</li><li>・農地中間管理事業は、農地を取られると思いついて入っている人が多く、なかなか活用が進まない。</li><li>・本地域は狭い農地が多く、大型機械が入れるような道がない場合も多いので、集約化は難しい。</li></ul>
---

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"><li>・対象地区内の農地利用は、中心経営体である担い手が担っていくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進していくことにより対応していく。</li><li>・儲かる農業を目指し、新たな農業者の確保・育成ができる地域づくりをする。</li><li>・農地のマッチングがスムーズに行える仕組みづくりをし、耕作放棄地の発生を防止する。</li></ul>
---

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
	O1	水稲、トマト	0.6 ha	水稲、トマト	0.6 ha	桜間
	O2	野菜	0.8 ha	野菜	0.8 ha	桜間
	O3	水稲、トマト	0.9 ha	水稲、野菜	1.3 ha	桜間
	O4	飼料用米、水稲、ナス、イチゴ、里芋	1.1 ha	飼料用米、水稲、ナス、イチゴ、里芋	1.1 ha	西高輪
	O5	水稲、ブロッコリー	1.7 ha	水稲、ブロッコリー	5.0 ha	西高輪
	O6	野菜	0.3 ha	野菜	1.5 ha	西高輪
認農	O7	水稲、野菜	0.9 ha	水稲、野菜	1.8 ha	東高輪
	O8	飼料用米、水稲、ほうれんそう	1.3 ha	飼料用米、水稲、ほうれんそう	1.3 ha	東高輪
認農	O9	水稲、花き	1.0 ha	水稲、花き	1.0 ha	井戸北
	O10	水稲、ブロッコリー	0.5 ha	水稲、ブロッコリー	4.4 ha	井戸北
	O11	水稲、枝豆	1.7 ha	水稲、枝豆	1.7 ha	北中筋
	O12	水稲、枝豆	3.3 ha	水稲、枝豆	3.3 ha	辻寄道
	O13	飼料用米、水稲、枝豆、ほうれんそう	1.2 ha	飼料用米、水稲、枝豆、ほうれんそう	1.2 ha	池尻
認農	O14	水稲、野菜	1.6 ha	水稲、野菜	1.9 ha	花園
認農	O15	水稲、ほうれんそう、トマト	1.0 ha	水稲、ほうれんそう、トマト	1.5 ha	花園
認就	O16	水稲、トマト、ブロッコリー	0.9 ha	水稲、トマト、ブロッコリー	1.6 ha	花園
認就	O17	トマト、ブロッコリー	0.3 ha	トマト、ブロッコリー、きゅうり	1.1 ha	
	O18	菌床椎茸	1.5 ha	菌床椎茸	1.5 ha	
	O19	ほうれんそう、小松菜	1.4 ha	ほうれんそう、小松菜	1.8 ha	
	O20	飼料用米、水稲、ブロッコリー	3.0 ha	飼料用米、水稲、ブロッコリー	3.0 ha	井戸南
	O21	水稲、露地野菜	5.0 ha	水稲、露地野菜	5.0 ha	
	O22	水稲	0.8 ha	水稲	0.8 ha	
認農法	O23	水稲、飼料用米	4.8 ha	水稲、飼料用米	4.8 ha	
	O24	飼料用米、水稲、トマト	1.3 ha	飼料用米、水稲、トマト	1.3 ha	
計	24 人		36.8 ha		49.3 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

- ・農地の貸付け等の意向  
貸付けの意向が確認された農地は、105筆、102,491㎡となっている。
- ・集落営農組織の設立やサポート体制の整備、小集落での共同作業や分業制などに取り組む。

農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	105筆	102,491		

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載する必要があります。